

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
122	教育庁	施設、設備の状況を正しく把握すべきもの	2-ウ	-	教育庁は、都立学校の維持管理を行うため、東京都住宅供給公社（JKKK）と「平成28年度都立学校施設維持管理業務委託」契約を特命により締結している。 永山高等学校は、それまでの調査により、修繕依頼を行っても修繕できないと分かっているものについて、JKKKに修繕を依頼しており、適正でない。 その結果、9,936円が不経済支出となっている。 学校は、施設・設備の状況を正しく把握されたい。	学校は、施設とアウトソーシングの担当者を同じ職員とすることで故障等の原因を確実に集約し、経営企画室長も確実に確認を行うことで再発を防止する。【2-ウ】
123	教育庁	転退学時における学校徴収金の返還を早急に行うべきもの	2-ウ	-	都立学校教育部は、転退学時の学校徴収金の返還を、転退学の学籍異動日からおおむね1か月以内に行うこととしている。 しかしながら、武蔵丘高等学校では、合理的な理由なく返還が遅れており、適正でない。 学校は、転退学時における学校徴収金の返還を早急に行われたい。	武蔵丘高等学校は、おおむね1か月以内に転退学時の学校徴収金の返還を行うべきであることについて、校内で周知徹底した。 管理監督者は、生徒の転退学に係る意思決定時に学校徴収金の処理について確認し、返還未済の場合にはその後の進捗管理を適切に行う。【2-ウ】
124	教育庁	部費の管理を適切に行うべきもの	1-エ	-	各学校は、部活動を行うため、生徒・保護者から部費を徴収しているが、日野台高等学校外4校は、次のとおり、適切な管理を行っていないかった。 ①都立学校教育部は、部費を通帳で管理し、現金の保管は極力行わないようにすることとしているが、各学校は部費を徴収した後、預金せずに現金で保管している状態である。 ②部費が不足しているのに、事前に徴収せず、競技会の参加費や物品の購入費などを顧問が立て替えて支払っている。 ③部は、顧問等が、現金出納簿・証拠書類により、現金・預金の残高などを月末に確認し、また、校長又は副校長が各学期に1回以上確認を行うこととしているが、現金出納簿に確認日の記載及び押印がなく、残高の確認をしていないと認められない。 各学校は、部費の管理を適切に行われたい。 部は、部費の取扱いについて通知等で注意を促しているが、適切でない状況が見受けられるため、部費の管理について指導を徹底されたい。	日野台高等学校は、現金出納簿を作成した。 八王子東高等学校、成瀬高等学校及び青山高等学校は、保管していた現金を預金した。 上水高等学校は、部費の立替払について、副校長から顧問に対して指導を行った。 部費の取扱いについて、都立学校教育部は、各学校に、担当教員への周知と現金出納簿の記載方法の指導を行わせた。【1-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
125	教育庁	災害共済給付金の給付手続を速やかに行うべきもの	2-ウ	-	砂川高等学校は、①都立学校教育部から医療費支払通知書を受領していること、②給付金を管理する現金出納簿を作成し、毎月末に預金残高を確認していることから、給付金が学校の口座に振り込まれていることを認識していると認められる。 しかしながら、学校は、保護者への給付金の口座振込を速やかに行っておらず、適切でない。 学校は、災害共済給付金の給付手続を速やかに行われたい。	学校は、平成29年9月から、医療費支払通知書を受領及び通帳預金残高を確認し、振込通知確認日から給付金支払日までを確認する「災害共済給付金支払確認書」を作成し、進捗管理することとした。【2-ウ】
126	教育庁	預金管理を適切に行うべきもの	1-ア	2-ウ	井草高等学校では、「井草高校重点事業（校長名）」名義の預金口座を保有しており、平成23年4月8日までは同窓会からの支援金の管理口座等として、平成25年5月27日以降は公開講座の実費徴収口座等として利用していた。 この口座残高を見たところ、監査日現在、預金8,757円及び利息9円が残置されていた。なお、本口座で取り扱っている金銭の管理に関して、学校は現金出納簿等、収支状況が分かる書類を備えていないため、詳細は不明である。 学校が、現金出納簿を備えずに収支状況を把握していないこと、また、預金残高を清算せずに6年以上放置していることは適切でない。 学校は、預金管理を適切に行われたい。	平成29年6月17日、同窓会の会合において経緯を説明し、残金及び利息（8,766円）を同窓会へ返納した。 【1-ア】 校内を改めて点検し、不要な預金口座が無いことを確認した上で学校保有通帳についてリスト化した。 今後は、同リストを経営企画室内で共有し担当者異動の際に確実に引き継いでいく。 また、経営企画室長及び通帳管理担当者は同リストと照らし合わせながら漏れなく現金出納簿の作成及び確認を行う。【2-ウ】
127	教育庁	東日本大震災の教訓を生かした学校危機管理計画を作成すべきもの	1-エ	-	目黒高等学校では、監査日現在、平成25年3月改訂の学校危機管理マニュアルに基づいた学校危機管理計画を作成しておらず、最新の学校危機管理計画は平成21年に作成したものとなっている。 平成25年3月の学校危機管理マニュアル改訂は、帰宅困難者対策条例の制定を踏まえ見直しが行われていることから、学校において、これらに対応した学校危機管理計画を作成していないことは適切でない。 学校は、学校危機管理マニュアルの改訂の趣旨に沿った学校危機管理計画を作成されたい。	学校は、学校危機管理計画を平成29年8月に策定した。【1-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
128	教育庁	多様な想定 の避難訓練 を行うべき もの	1-エ	-	指導部は、都立学校防災教育推進事業ガイドラインを作成し、各学校が体験的・実践的な防災教育の推進を図る一環として、高等学校については、年4回、場面・時間帯等多様な場面想定での避難訓練を実施することとしている。 しかしながら、目黒高等学校が平成28年度に実施した避難訓練について見たところ、発生場所は異なるものの、4回ともホームルームの時間帯で各学級の担任教員が教室にいる状態で火災を想定した訓練を行っており、適切でない。 学校は、実践的な避難訓練を実施されたい。	指導部から「都立学校防災教育推進事業ガイドライン」の内容を確認し実践的な防災教育として避難訓練を実施するよう指導を受け、学校は、避難訓練の実施計画の見直しを行い、多様な想定による避難訓練を行った。【1-エ】
129	議会局	都議会PR コーナー 展示パネル の保守点検 回数を見直 すべきもの	2-イ	-	管理部では、都議会PRコーナーにて、PR用展示パネルを設置している。 この展示パネルについて、部は、パネルの本体、電気設備等が安全かつ正常な状態を保ち、見学者に供せるよう、外観及び基本構造チェック並びに電気系統チェックの保守点検を、委託契約により行っている。 ところで、保守点検の回数について見たところ、現在の保守点検回数は減らすことが可能であると認められた。 部は、都議会PRコーナー展示パネルの保守点検回数を見直されたい。	監査結果を踏まえ、平成29年度の契約時には点検作業の内容を見直し、年3回の点検回数を2回に減らして前年度契約額から8万1,000円を減額した。【2-イ】

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
130	生活文化局	外国人おもて なし語学ボラ ンティアへの活動 機会の周知につ いて	1-エ	2-ウ	都民生活部は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、外国人に対して街中で積極的に声をかけ、道案内等の手助けを行う「外国人おもてなし語学ボランティア」の育成を行っている（登録者数：平成29年1月末現在9,595名）。 ところで、ボランティア登録後における活動状況を部に確認したところ、登録者のうち、約45%が活動を行っていないとの結果を得ており、部は、対応策として登録者に対し、メールで外国人向け局内イベント等の周知を行い、活動機会を促したとしている。 しかしながら、監査日現在、平成28年度中にメールによる周知を行った案件は8・9月の2回であり、適時に周知しているとは認められない状況にあった。 局は、当該ボランティアは活動機会を自主的に確保していくものであるとしているが、ボランティア登録直後等において活動が定着するまでは、部が、登録者の要望に応えイベント情報を適時適切に周知していくなどの取組は必要である。 また、当事業に投下した経費を踏まえ、登録した人材を有効活用するよう検討が望まれる。	平成29年2月に実施した登録者向けフォローアップイベントにて、局内イベントや区市町村イベント等12種類のチラシを配布し周知を行った。 また、平成29年3月に多くの登録者が閲覧できるよう専用ホームページを開設し、以下の事例等の情報提供を行いボランティアの活動機会を促しているところである（同年5月12日東京ボランティア・市民活動センターの紹介、同年6月20日東京ボランティアナビの紹介、同年8月23日東京大茶会の案内等）。 また、同ホームページ内に自身の活動報告を記録できるコンテンツを導入し、随時、活動意欲の醸成を図っている。 【1-エ】 今後は同ホームページ内でイベントの案内やボランティアに関する情報を適時に提供していくことで、登録者の活動意欲の維持・向上を図っていく。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
131	生活文化局	調査が重複しないよう工夫することについて	2-エ	-	文化振興部は、ホール・劇場等の詳細情報に係る調査委託契約（以下「契約①」という。）及び首都圏におけるホール・劇場等に係る調査委託契約（以下「契約②」という。）を、それぞれ別の業者に委託している。 契約①は、ホームページで公開している50人以上の都内のホール等のリストを更新する調査である（調査対象数：約1,300施設）。一方、契約②は、近県も含めた1,000人以上の収容能力を有するホール等についてユーザー調査等を行うものである（調査対象数：約230施設）。なお、これらの調査委託は、同時期に並行して実施している。 この契約内容を見たところ、基本調査の項目（場所、施設規模、利用方法、改修等の予定又は履歴等）は、契約①②で同様であり、調査対象は87施設が重複している。 調査項目については、調査の重複を防ぎ、87施設の負担を軽減するため、契約①又は契約②のいずれかの調査で足りるよう工夫するか、又は調査項目が重複しないよう工夫することが必要であった。 部は、調査を適切に実施することが望まれる。	平成29年8月30日の文化振興部内の課長代理会議において、関係職員に対し、今後、類似の調査を同時期に契約する場合は、調査項目が重複することのないよう担当間で調整することを周知した。【2-エ】
132	中央卸売市場	各場の市場内業者への指導監督強化に向けた部の取組について	2-ウ	-	事業部は、卸売業者（33業者）に対して、経営状況や業務運営の実態、市場関係法令の遵守状況等を確認するため、非常勤の公認会計士とともに2年に1回の割合で検査等を実施している。同様に、仲卸業者（1,114業者）に対しても、毎年70業者、おおむね十数年に1回の割合で実施している。 また、食堂や物販など市場業務を補完する関連事業者（328者）については、各場が主体となって、日々の巡回指導等に加え、事業報告書、販売報告（年3回）等に基づき業務指導・監督を実施している。 しかしながら、関連事業者から物品の販売金額が報告されていない事例などが認められたことから、各場との役割分担を踏まえ、部は、各場が市場内業者に対する指導・監督を強化するよう、各場に対する一層の指導・助言に取り組むことが望まれる。	部は、平成29年9月22日に各場に対して、現場巡回や事業報告書の提出時において起案等に生鮮食品等の取扱いに係るチェックシートを添付し、確認を行うことで指導・監督の強化を図るよう通知文により指導・助言をした。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
133	建設局	経過観察の取扱いに係る記録について	2-ウ	2-イ	道路管理部は、毎年、地下埋設物が多数存在する路線等を対象として路面空洞調査を実施しており、各所は、この調査結果を参考に現場状況を勘案し、復旧等の対応を行っている。 平成27年度空洞調査に対する各所の対応状況については、空洞箇所289か所のうち、復旧済み133か所、経過観察156か所（速やかに復旧を行わず、道路巡回点検などを実施）となっている。 そこで経過観察の対象及び理由について見たところ、各所で異なっており、その判断基準及び経過等が明らかでない状況が認められた。このことを部に確認したところ、経過観察の取扱いは、各所が、交通量、空洞の発生位置、舗装構造、舗装厚等の現場状況を勘案して判断するものとしている。また、部は、この取扱いに関して一義的な定めを設定することが困難であるとしている。 しかしながら、空洞調査委託の目的及び地下構造物の安全確保に対する社会的関心等を考慮すると、速やかに復旧を行わず経過観察とする場合は、その判断根拠及び経過等を記録により明らかにしておくことが望ましい。 部は、各所における経過観察の取扱いに係る記録の作成・保存について、検討することが望まれる。	道路管理部は、経過観察を含め、発見された空洞の対応状況を共有できるよう記録様式を定めた。記録様式を基に平成29年4月に「補修担当課長会」及び「道路維持担当者会議」で説明し、周知を図った。また、平成29年5月から同年7月に11事務所に出向き、担当者に更なる周知を行った。【2-イ、2-ウ】
134	警視庁	高齢者講習等の予約状況の情報提供方法について	1-エ	2-エ	交通部では、都内47教習所と協定を締結し、その施設・車両を使用して高齢者講習等を実施させており、70歳以上の免許更新予定者に対し、はがきでお知らせすることと併せて、高齢者講習会場等の場所、定休日、直近の予約可能日等について、警視庁ホームページで情報提供を行っている。 また、受講機会拡大のために、高齢者講習等業務委託契約を締結し、新たに府中運転免許試験場及び鮫洲運転免許試験場を会場として、それぞれ平成29年4月1日及び同年6月1日から実施している。 しかしながら、監査日現在、府中・鮫洲の両運転免許試験場の予約状況をホームページに掲載していない状況が認められた。 部は、受講者の更なる利便性の向上に資するため、新規に開始した高齢者講習等の予約状況の情報提供方法について検討することが望まれる。	府中・鮫洲の両試験場における予約状況については、教習所における情報と同様の内容を、ホームページにおいて平成29年6月23日から提供を開始し、受講者の利便性向上を図った。【1-エ】 今後、都民等に対して周知すべき事業を実施する場合は、効果的な広報媒体により、速やかな情報提供を行っていくことを、平成29年9月27日開催の交通部内所属長会議において周知した。【2-エ】

【平成29年工事監査(前期・島しょ)】

【指摘事項】

番号	対象局(団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
135	環境局	立入り防止フェンスの積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	平成27年度新海面処分場接続道路整備その他工事は、新海面処分場に整備される焼却灰等の受入管理施設へ、暫定的にアクセスするための道路整備等を行うものである。 このうち、立入り防止フェンスの積算について見ると、延長1m当たりの施工単価を求める代価明細表の作成において、数量を誤って計上している。 このため、積算額約1,204万円が過大なものとなっている。 立入り防止フェンスの積算を適正に行われたい。	廃棄物埋立管理事務所は、平成29年3月13日に「積算チェック委員会重点チェック内容」を改訂し、確認項目を追加した。【2-ウ】 また、所内にて平成29年4月27日に技術職員を対象とした設計・積算・工事監督に係る職場研修を実施し、その中で今回の指摘内容及び重点チェック内容の改訂について周知徹底した。【2-エ】 工事・委託案件ごとに実施している積算チェック委員会にて、改訂したチェック内容に基づく確認を実施し、再発防止に努めている。【2-ウ】
136	環境局	埋戻しの積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	平成27年度臨港道路南北線整備に伴う中防内側浸出水集導施設移設工事は、臨港道路南北線整備に伴い支障となる浸出水集導施設の移設を行うものである。 このうち、浸出水集導管布設後の埋戻しの積算について見ると、局積算基準の施工単価である「埋戻し」に加えて、「タンパ締固め」を計上している。 しかしながら、「埋戻し」には、タンパ締固め等の転圧費が含まれているため、積算額約224万円が過大なものとなっている。 埋戻しの積算を適正に行われたい。	廃棄物埋立管理事務所は、平成29年3月13日に「積算チェック委員会重点チェック内容」を改訂し、確認項目を追加した。【2-ウ】 また、所内にて平成29年4月27日に技術職員を対象とした設計・積算・工事監督に係る職場研修を実施し、その中で今回の指摘内容及び重点チェック内容の改訂について周知徹底した。【2-エ】 工事・委託案件ごとに実施している積算チェック委員会にて、改訂したチェック内容に基づく確認を実施し、再発防止に努めている。【2-ウ】
137	中央卸売市場	さび止め塗料塗りの単価設定を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	豊洲新市場(仮称)6街区加工パッケージ棟ほか建設工事は、豊洲新市場の加工パッケージ棟等を建設するものである。 このうち、鉄骨等へのさび止め塗料塗りの積算について見ると、局積算標準単価表に掲載されている「素地ごしらえ」1回及び「さび止め塗料塗り」2回分の単価を計上すべきところ、誤って建設資材定期刊行物に掲載されている「素地ごしらえを含むさび止め塗料塗り」2回分の単価を計上している。 このため、積算額約196万円が過大なものとなっている。 さび止め塗料塗りの単価設定を適正に行われたい。	局は、起工時の確認事項として、積算基準単価表を最優先にすることに漏れないよう、チェックリストに項目を追加し改訂を行った。【2-ウ】 また、局は、工事担当者会議を平成29年4月21日に開催し、指摘に関する報告を行い、再発防止策を周知した。 施設整備課は、技術全体会議を平成29年2月10日に開催し、指摘に関する報告を行い、再発防止策を周知した。【2-エ】

番号	対象局(団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
138	港湾局	ネットワーク機器の単価設定を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	平成28年度4トンネル通信ネットワーク監視設備改修工事は、各トンネルの通信ネットワーク設備の改修を行うものである。 ところで、局積算基準では、見積りにより単価を設定する場合は、原則3社以上へ依頼し、数量の多寡、施工条件及び実勢の取引価格を考慮し適正に設定することとしている。 しかしながら、本工事に使用されたネットワーク機器の単価設定を見ると、1社のみの見積りを根拠とし、実勢の取引価格を考慮していない。 仮に、現在の実勢の取引価格で算定すると、積算額約294万円を低減することができる。 ネットワーク機器の単価設定を適正に行われたい。	東京港管理事務所は、平成29年3月3日に「工事監査の意見に伴う対応について」の文書を通知し、設計及び起工担当の全職員へ周知徹底を図った。また、改訂した積算・照査チェックシートを使用し、照査による指摘事項の記録とその修正の確認を行い、チェック機能を強化した。【2-ウ、2-エ】 局は、平成29年3月16日の工務関係課長代理会を通じて、各工事主管課全職員に対して、工事監査での指摘等の注意事項について局内周知した。【2-エ】
139	東京消防庁	アスファルト復旧の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	東京消防庁臨港消防署(28)防潮堤及び用地造成工事は、臨港消防署の建築に伴い用地造成等を行うものである。 このうち、アスファルト復旧の積算について見ると、誤って縁石復旧の費用を含んだものとして単価設定している。また、アスファルト復旧の路盤材を再生クラッシュランとすべきところ、誤って割高なクラッシュランとしている。 このため、積算額約549万円が過大なものとなっている。 アスファルト復旧の積算を適正に行われたい。	施設課は、平成29年度発注の土木工事において財務局積算基準の「工事別積算チェックリスト」を活用することとした。さらに、複数チェック体制により、チェック機能の充実を図った。【2-ウ】 施設課は、平成29年3月28日、平成29年工事監査検討会を実施し、監査結果の報告及び指摘事項の周知を行った。 また、平成29年4月26日、港湾局工事積算システム研修を再受講し習熟度を高めた。【2-エ】
140	東京消防庁	アスファルト舗装解体の単価設定を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	東京消防庁本町待機宿舎(28)解体工事は、建物・舗装を解体するものである。 このうち、アスファルト舗装解体の積算について見ると、誤った舗装の厚さにより単価設定している。 このため、積算額約653万円が過大なものとなっている。 アスファルト舗装解体の単価設定を適正に行われたい。	施設課は、平成29年3月28日に、平成29年工事監査検討会を開催し、指摘事項の周知とともに、単純な積算の誤りを排除するために起工時のチェックリストによる確認は、新たに課内職員による複数チェックを行うこととし、チェック体制の強化を図った。【2-ウ、2-エ】 施設課は、平成29年3月17日に、文書により、監査結果及び再発防止を庁内の各消防署へ周知した。また、毎月1回開催している係会議において積算時の留意点を確認し、起工担当者は積算システムに係る外部研修を受講した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
141	交通局	潜水機材の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	白丸調整池ダム環境対策工事は、白丸調整池ダムの抜水作業に伴い、濁水の長期化や河川への土砂流出を防止する目的で、仮設ゲートの製作・設置を行うものである。 ところで、局積算基準では、潜水士の労務単価には、潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含むと定めている。 しかしながら、本工事の潜水機材の積算について見ると、潜水器に相当する器具を別に計上している。 このため、積算額約220万円が過大なものとなっている。 潜水機材の積算を適正に行われたい。	管理課は、平成29年6月21日に電気事業積算チェックリストについて、今回の指摘を盛り込んだ内容に改訂し、関係職員に周知した。【2-ウ、2-エ】 車両電気部は、平成29年6月22日の課長会において、「潜水機材の適正な積算について（通知）」の文書により、指摘事項及び再発防止策について周知した。 管理課は、平成29年4月27日の業務連絡会において、指摘事項及び再発防止策について課及び所の関係職員に周知した。【2-エ】
142	教育庁	グラウンド舗装工の積算を適正に行うべきもの	1-ア	2-ウ	都立国立高等学校ほか1校（28）校庭改修その他工事は、都立国立高等学校ほか1校の校庭等の改修を行うものである。 このうち、グラウンド舗装工の積算について見ると、校庭改修用良土の敷均し締め単価を誤って計上している。 このため、積算額約292万円が過大なものとなっている。 グラウンド舗装工の積算を適正に行われたい。	受注者の同意を得て、当該部分の過大な契約代金を契約変更により減額した。【1-ア】 営繕課は、複数チェック時に用いているチェックシートの照査項目に、代価明細の単価及び数量の項目を追加し、複数チェックを徹底することとした。【2-ウ】
143	交通局	準備費の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	新宿線ホームドア設置に伴う小川町駅他4駅ホーム補強工事は、鋼製の柱等を設置しホーム床の補強を行うものである。 このうち、準備費の積算について見ると、共通仮設費（積上げ分）に計上すべきところ、誤って共通仮設費（率分）の対象となる直接工事費に計上している。 このため、共通仮設費（率分）及び関連する諸経費を含め、積算額約86万円が過大なものとなっている。 準備費の積算を適正に行われたい。	建設工務部は、指摘以降に起工した案件については、着手前に行う準備費等、共通仮設費とするべき項目について、チェックリストを見直し、同様の積算ミスがないよう確認することとした。【2-ウ】 計画改良課は、平成29年2月14日に課内会議で指摘事項の周知徹底を図った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
144	交通局	運搬費の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	道々女木橋耐震補強改修工事は、浅草線馬込車両基地内を横過する道々女木橋の耐震補強工事及び改修工事を行うものである。 ところで、局積算基準では、運搬費のうち建設機械等の日々回送、足場材の搬入・搬出の費用等は共通仮設費の率分に含まれるものと定めている。 しかしながら、本工事の橋脚部足場設置・撤去等の積算について見ると、共通仮設費の率分に含まれる費用が直接工事費に計上されている。 このため、積算額約1,040万円が過大なものとなっている。 運搬費の積算を適正に行われたい。	建設工務部は、運搬費等、共通仮設費とするべき項目についてチェックリストを見直し、同様の積算ミスがないよう確認することとした。 また、計3回の副所長会（平成29年1月30日・2月28日・3月29日）及び施設区長会（同年6月16日）の中で指摘事項の周知徹底を図った。【2-ウ、2-エ】 保線課は、計2回の課内会議（平成29年1月27日・4月21日）の中で、課職員に対し指摘事項の周知徹底を図った。【2-エ】
145	東京消防庁	産業廃棄物処理の委託契約について元請業者を適切に指導・監督すべきもの	2-ウ	2-エ	消防学校（27）バルク容器改修工事（その2）は、模擬消防訓練装置の老朽化したバルク容器を改修するものである。 ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）では、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物については、元請業者を排出事業者とし、処理を委託する場合には適切な処理業者と契約しなければならないと定めている。 しかしながら、本工事で撤去したバルク容器について見ると、産業廃棄物として適切に処分されているものの、再下請業者が排出事業者となり処理業者と契約している。 産業廃棄物処理の委託契約について元請業者を適切に指導・監督されたい。	校務課は、産業廃棄物処理について、受注者提出書類の注意事項を記載した「提出書類チェック表」を新たに作成し、提出書類及び内容を確認することとした。【2-ウ】 また、施設課は、平成29年3月17日、文書により指摘事項を職員に周知し、再発防止を図った。【2-エ】
146	交通局	蛍光灯の再資源化について受注者を適切に指導・監督すべきもの	2-イ	2-エ	大江戸線森下駅他電飾広告看板の修繕等（単価契約）は、大江戸線の各駅舎に設置してある電飾看板内部の発光部更新と電飾看板の撤去を行うものである。 ところで、東京都建設リサイクルガイドラインでは、建築物等に使用されている蛍光灯を取り外す場合は、封入されている水銀を流出させないため破損しないように丁寧に取り外し、これを適正に処理して水銀等の再資源化に努めなければならないとしている。 しかしながら、本工事で排出された蛍光灯1,224本の処理について見ると、水銀を再資源化せずに管理型最終処分場に埋立処分している状況が認められた。 蛍光灯の再資源化について受注者を適切に指導し、監督されたい。	資産運用部は、適切な再資源化の推進に向け、蛍光灯の処分方法及び当局への報告を詳細に記載した改訂仕様書を作成し、受注者を指導し、監督していくこととした。【2-イ】 局は、平成29年8月31日に工事監査指摘事項の再発防止について、通知により局職員に周知徹底を図った。また、平成29年9月6日に各部監査担当者会を開催し、指摘事項と東京都建設リサイクルガイドラインを改めて周知し、情報共有を行った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
147	教育庁	保安規程の変更及び届出について受託者を適切に指導・監督すべきもの	1-エ	2-ウ	平成27年度都立学校自家用電気工作物保安管理業務委託(西部支所)は、都立学校に設置されている電気設備の安全を確保するために点検等を行うものである。 ところで、電気事業法では、自家用電気工作物を設置する者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を主務大臣に届け出なければならないと定めこれを行うこととなっている。 しかしながら、本委託の対象である都立清瀬特別支援学校について見ると、別途施工した電気工事で平成27年10月に設備が変更され、保安規程の変更及び届出が必要となったにもかかわらず、行われていない状況が認められた。 保安規程の変更及び届出について受託者を適切に指導・監督されたい。	学校は、受託者に主務大臣宛て改修工事後の設備に変更した保安規程変更届出書を提出させた。【1-エ】 学校は管轄課と連携し、改修工事が予定される事業場の一覧表を新たに作成し、設備変更を伴う工事を把握し、必要な手続が遺漏なく行える仕組みを整えた。【2-ウ】
148	産業労働局 (島しょ)	受注者の現場着手時期を適切に管理すべきもの	2-ウ	2-エ	平成28年度大沢水系ソーラー施設蓄電池交換並びに小笠原かんがい施設及びかんがい用ソーラー施設の改善工事は、前年度の劣化状況調査結果に基づき、劣化部品の交換、修理及びシステムの動作調整を、製造業者が特命随意契約で行うものである。 このうち、工事記録写真について見ると、契約締結前に受注者が現場作業に着手していることが認められた。 受注者の現場着手時期を適切に管理されたい。	農林水産部は、平成29年4月28日に、農業振興課の職員に対して、今回の指摘事項を説明し再発防止を徹底した。 また、支庁に対し現場着手時期等を明確にした年間工事予定表を提供し、情報共有を行うこととした。 なお、本年度工事分に関しては平成29年7月7日に提供を行った。【2-ウ】 局は、平成29年7月5日に局実務研修「契約事務」を開催し、本指摘を踏まえ適正に工事を行うよう周知した。【2-エ】

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

